

平成30年度 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金 評価表 NO. 52

所管部課名	商工観光部 スポーツ課		担当者	有村				
事務事業名	スポーツ合宿誘致事業							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱、全日本バレーボールチーム強化合宿招へい補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成30年度 予算額	2,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 2,000 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	全日本バレーボールチーム招へい数		2団体		平成35年度			
成果指標②	実施事業等に係る参加者数（公開練習）		2,000人		平成35年度			
補助対象者	薩摩川内市バレーボール協会							
補助対象経費	全日本バレーボールチーム強化合宿招へいに要する経費							
補助対象事業・活動の内容	市バレーボール協会が実施する全日本バレーボールチーム強化合宿招へい							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	予算の範囲内							
上記項目の積算方法	全日本バレーボールチーム片道旅費相当分（鹿児島⇄東京）							
補助を受ける 事業（団体）等の 決算状況	収入	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	
		会費収入		0.0%		0.0%		
		事業収入		0.0%		0.0%		
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		
		市補助金	2,000	100.0%	2,000	100.0%		
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		
	計	2,000	100.0%	2,000	100.0%	0		
	支出	事業費	2,000	100.0%	2,000	100.0%		
		人件費		0.0%		0.0%		
		その他事務費		0.0%		0.0%		
				0.0%		0.0%		
				0.0%		0.0%		
				0.0%		0.0%		
				0.0%		0.0%		
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		
	計	2,000	100.0%	2,000	100.0%	0		
支出計/前年度支出計				100.0%		0.0%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%				
交付件数		2		2		0		
成果指標の推移①		2		2				
成果指標の推移②		940		2,648				
特記すべき事項等	【前回評価】平成27年度「現状のまま継続」 【前回評価への回答】東京オリンピックの開催年度まで、日本オリンピック委員会のバレーボール競技強化センターに認定されたため、招へい活動を継続していきたい。 【事業のPR方法】市ホームページや日本バレーボール協会のホームページでPRしている。 【費用対効果】全日本チームが本市で合宿を行うことで、市外から多くの観客が訪れている。 【補助事業以外の事業】社会人バレーボール大会等 【その他】日本代表チームが、本市で合宿を実施することは簡単なことではないと考えるので、引き続き招へい活動に尽力したい。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市民がハイレベルのスポーツに触れ合う機会が少ない中、無料の練習公開・スポーツ教室や紅白戦など日本を代表する指導者・選手と身近に接することができる絶好の機会となっている。市民にスポーツの素晴らしさを始め、夢や感動の提供がなされている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	バレーボールは、広く市民に親しまれている競技であり、招へいする競技として適切である。市バレーボール協会のこれまでの合宿受入実績も評価され、市総合体育館は、日本バレーボール協会の推薦により日本オリンピック委員会バレーボール競技強化センターに認定されている。（東京オリンピック開催年度まで）全日本チームの招へいは、選手育成はもちろん、チームワークやコミュニケーションなどの大切さを育む機会にもなっている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	補助金の交付を通じて得ようとする成果は、スポーツの振興及び競技力向上であり、十分な成果を得ている。特に、公開練習やスポーツ教室の実施により着実に競技力の向上が図られている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	全日本チームの招へいは、日本バレーボール協会の傘下にあるバレーボール関係団体からの招へいが連絡調整を始め取り組みが順調に進むことから、現行の市バレーボール協会の招へいが最も適している。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	片道旅費相当分を助成しているので妥当と考える。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	市バレーボール協会は、主管として紅白戦を開催し、自助努力を行なっている。入場者数が伸び悩み苦労したこともあるが、バレーボールの普及及び競技力向上を始め、市民が日本代表チームと触れ合う機会の創設など本市のスポーツ振興の観点から取り組みを行なっている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	競技スポーツ団体としての活動や社会体育の振興など公益性が認められる団体である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金の交付以外に適当な政策手段はない。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費は、招へいに要する経費と規定し、旅費の半額程度を補助している。スポーツ交流研修センターの利用促進及び市の活性化にも繋がり、公費を充てるものとして妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 当該補助団体は、他競技団体の模範となる活動を実施している。これまでの全日本チーム強化合宿受入の評価もあり、市総合体育館は日本オリンピック委員会のバレーボール競技強化センターに認定されており、全日本バレーボールチームの招へいは継続する必要がある。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 バレーボール競技強化センターの認定は、日本バレーボール協会の推薦が前提であり、今後も継続した活動を維持する必要がある。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い 〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈まとめ〉

全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金に係る補助事業等は、次の要件を満たすものでなければならない。

本市バレーボール協会（以下「申請者」という。）が実施する全日本バレーボールチーム強化合宿招へいであること。

(補助金の額)

第3条 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金の交付は、予算の範囲内とする。

(補助対象経費)

第4条 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金の交付対象となる経費は、全日本バレーボールチーム強化合宿招へいに要する経費とする。

(交付の申請)

第5条 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、事業を実施する日の5日前までとする。

2 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 強化合宿スケジュール
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第7条 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が特に必要と認める書類は、次に掲げるものとする

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業等に係る記録写真等
- (3) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（効果の測定）

第8条 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 当該補助事業者が自ら行った評価、当該補助事業等の公益性、必要性、効果等に関する結果
- (2) 実施事業等に係る参加者数
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる指標等

（補助事業者等の責務）

第9条 全日本バレーボールチーム強化合宿招へい事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市のスポーツ振興の円滑な推進に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光・スポーツ対策監が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

補助金交付先一覧

平成30年度

団体名		収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他		
1	薩摩川内市バレーボール協会	1,000,000			1,000,000	1,000,000			1,000,000	全日本バレーボー
2	薩摩川内市バレーボール協会	1,000,000			1,000,000	1,000,000			1,000,000	ルチーム強化合宿
3					0				0	招へい
4					0				0	
5					0				0	
6					0				0	
7					0				0	
8					0				0	
9					0				0	
合計		2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000	0	0	2,000,000	

【単位：円】